

第6章 工事着手から完了までの手続等

6.1 着手の届出

【細則】

(工事の着手の届出)

第17条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（様式第15号）を市長に届け出なければならない。

解説

工事の許可を受けた者は、その工事に着手したときに、工事着手届出書（8.2さいたま市様式：様式第15号）を市長に提出しなければなりません。

6.2 変更の許可又は届出

6.2.1 変更の許可

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第六十七条で同様に規定

解説

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じて、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するために、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要です。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書（8.1国様式：様式第七、様式第八）とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して提出してください。

6.2.2 変更の届出

【法律】

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

【省令】

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事における規定であるため、さいたま市では、法第28条の適用はありません。

6.3 軽微な変更

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 1 略

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※ 特定盛土等規制区域については、第六十八条で同様に規定

【細則】

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第11条 法第16条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（様式第10号）により行うものとする。

解説

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときには遅滞なく、軽微な変更の届出書（8.2さいたま市様式：様式第10号）を届け出なければなりません。

以下の事項に該当する変更は、軽微な変更として取り扱います。変更許可の申請は不要です。

【土地の形質変更に関する工事】

① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更

② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更

③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

【土石の堆積に関する工事】

① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更

② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更

③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

④ 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

ただし、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。

6.4 工事の廃止

【細則】

(廃止の届出等)

第18条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事を廃止したときは、当該工事をしようとした土地又は当該工事に着手した土地について災害の防止のため必要な措置を講じるとともに、速やかに工事廃止届出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、工事主は、法第12条第1項の規定による許可の申請後、許可を受けるまでの間に当該申請を取り下げるときは、速やかに申請取下書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

解説

許可工事の廃止は、原則として工事着手前に限られます。工事着手後は、次のいずれかに該当する場合に限り廃止することができます。

【廃止を選択できる工事】

- ① 防災上の措置が終了しているもの
- ② 許可を取り直すために、手続上廃止する場合

許可工事を廃止しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、工事廃止届出書（8.2さいたま市様式：様式第16号）を提出してください。

6.5 申請の取り下げ

【細則】

(廃止の届出等)

第18条 1 略

2 前項に規定するもののほか、工事主は、法第12条第1項の規定による許可の申請後、許可を受けるまでの間に当該申請を取り下げるときは、速やかに申請取下書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

解説

許可申請受付後、許可までの間に計画を取り止める場合は、申請取下書（8.2さいたま市様式：様式第17号）を提出してください。

6.6 許可に基づく地位の承継

6.6.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに軽微な変更の届出書（8.2さいたま市様式：様式第10号）を届け出てください。

一般承継人が工事を相続する意思がないときは、工事廃止届出書（8.2さいたま市様式：様式第16号）を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

6.6.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

6.7 中間検査

【法律】
(中間検査)
第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【政令】
(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)
第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。
一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの
※ 特定盛土等規制区域については、第三十二条で同様に規定
(特定工程等)
第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。
2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【細則】
(宅地造成等に関する工事の中間検査の手続)
第14条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

解説

政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する義務があります。特定工程に係る工事を終えたときは、所定の様式（8.1国様式：様式第十三）により中間検査を申請してください。

なお、許可申請の際、細則第8条の規定により工事の施行区域を工区分けしたときは、工区ごとに中間検査を申請してください。

中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。みなし許可の工事も中間検査の対象になります。

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は下表のとおりです。特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合を確認し、問題がなければ中間検査合格証を交付します。

表 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
（政令で規定）盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事

6.8 完了検査

【法律】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

【細則】

(宅地造成等に関する工事の完了検査の手続)

第13条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第17条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

解説

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは除却の確認を受ける必要があります。所定の様式（8.1国様式：様式第九）により申請してください。

なお、許可申請の際、細則第8条の規定により工事の施行区域を工区分けしたとき、土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは除却の確認を、工区ごとに申請してください。

土地の形質変更に関する工事については、技術的基準に従い擁壁設置等の必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。

みなし許可の工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了したことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

6.9 検査等受検の流れ

【法律】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【省令】

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

【法律】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2・3 略

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認の申請期間)

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

解説

検査等の対象となる工事が完了した日から4日以内に書面により検査等の申請を行ってください。

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うもので、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断された場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の工程に進む必要があります。

完了検査は、当該工事が許可申請の内容に適合していることを確認するもので、許可申請の内容と相違があった場合は、不合格となります。

6.10 検査項目

【法律】
(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)
第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

解説
中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は下表に示すとおりです。
なお、工事の規模に応じて、検査員が検査密度の増減を行うことがあります。

表 検査における判断基準

工種	項目	判断基準	検査 方法	
			確認方法	関連書類
盛土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ）	平面図・断面図（完成形）
	勾配	計画勾配（原則30度以下）	計測確認（勾配）	
	盛土材料	計画材料	目視確認（材料）	受入管理書類
	盛土施工	計画締固め度（90%以上を標準）	目視確認（試験状況）	試験結果（締固め度）
		まき出し厚さ（おおむね0.30メートル以下）	計測確認（厚さ）	締固め状況書類（写真等） （まき出し厚さ・転圧回数）
		転圧回数（試験施工による）	目視確認（転圧状況）	
	原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類（写真等）
切土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ）	平面図・断面図（完成形）
	勾配	計画勾配	計測確認（勾配）	
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（地盤状況）	切土状況書類（写真等）
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	目視確認（のり面状況）	
擁壁	擁壁形式	計画形式（申請書類）	目視確認（擁壁形式）	擁壁状況書類（図面・写真・納品書等）
	擁壁形状	計画形状（材料、寸法等）（申請書類）	計測確認（擁壁形状）	擁壁状況書類（図面・写真等）
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類（写真等）
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等（申請書類）	目視確認（配筋状況）	配筋状況書類（写真等）
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等（申請書類）	目視確認（水抜き穴）	水抜き穴状況書類（写真等）
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式（申請書類）	目視確認（施設形式）	施設状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状（申請書類）	計測確認（施設形状）	
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類（写真等）
	施設構造	計画構造（材料、寸法等）（申請書類）	計測確認（施設構造）	施設状況書類（写真等）
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間隔、勾配等）（申請書類）	目視確認（施設配置）	施設状況書類（図面・写真等）
	施設構造	計画構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）（申請書類）	計測確認（施設構造）	施設状況書類（写真等）
崖面の保護	保護工種別	計画種別（申請書類）	目視確認（保護工種別）	保護工状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）	
崖面以外の地表面の保護	保護工種別	計画種別（申請書類）	目視確認（保護工種別）	保護工状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状	目視確認（保護工種別）	
防災措置	防災措置の種別	計画種別（申請書類）	目視確認（防災措置の種別）	防災措置状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）	

（「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」（国土交通省）
（<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001611521.pdf>）を加工して作成）

6.11 定期報告

【法律】
(定期の報告)
第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十八条で同様に規定

【政令】
(定期の報告を要する宅地造成等の規模)
第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。
2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの
※ 特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

解説

工事の実施状況やその他主務省令で定める事項については、定期的な報告が必要です。報告は、工事の規模が下表の記載に該当する場合に必要となります。

なお、着手前や準備工などの現場が動いていない場合においても、許可を受けた時点から完了までの間、定期報告が必要となります。

表 定期報告を要する規模	
工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質変更	① 盛土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生ずることとなるもの
	② 当該切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
	③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
	④ ①又は③に該当しない盛土であつて、高さが5 mを超えるもの
	⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3, 0 0 0 m ² を超えるもの
土石の堆積	① 高さが5 mを超える土石の堆積で、土地の面積が1, 5 0 0 m ² を超えるもの
	② ①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3, 0 0 0 m ² を超えるもの

6.11.1 報告の頻度

【省令】
(定期の報告の期間)
第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。
※ 特定盛土等規制区域については、第七十九条で同様に規定

解説

許可を受けた時点から3 か月を超えない期間ごとに定期報告を行ってください。
なお、許可を受けた時点から3 か月を超えない期間内に工事が完了する場合には、定期報告は必要ありません。

6.11.2 報告の方法・内容

【省令】
(定期の報告)
第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
※ 特定盛土等規制区域については、第七十八条で同様に規定
(定期の報告の報告事項)
第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。
一 工事が施行される土地の所在地
二 工事の許可年月日及び許可番号
三 前回の報告年月日
2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
二 報告の時点における盛土又は切土の面積
三 報告の時点における盛土又は切土の土量
四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
一 報告の時点における土石の堆積の高さ
二 報告の時点における土石の堆積の面積
三 報告の時点における堆積されている土石の土量
四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
※ 特定盛土等規制区域については、第八十条で同様に規定

【細則】
(定期の報告)
第15条 工事主は、法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書（様式第13号）により行うものとする。

解説

定期報告は、定期報告書（8.2さいたま市様式：様式第13号）に工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出してください。報告書に記載する事項は、下表のとおりです。

表 定期報告書で報告すべき事項

工事の種別	報告事項
土地の形質変更	報告の時点における盛土又は切土の高さ、盛土又は切土の面積、盛土又は切土の土量、擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	報告の時点における土石の堆積の高さ、土石の堆積の面積、堆積されている土石の土量、前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量